

消 防 危 第 70 号
令和 2 年 3 月 19 日

日本危険物物流団体連絡協議会会長
日本危険物コンテナ協会会長
日本危険物倉庫協会会長
日本タンクターミナル協会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

港湾地区での危険物輸送時における関係事業者間での情報共有について（依頼）

平素から危険物行政への御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 2 月 5 日（水）に東京都品川区八潮の埠頭付近の駐車場において、別紙のとおり、コンテナトレーラー内にドラム缶で収納された危険物が流出する事故が発生しました。東京消防庁からは、流出事故対応時には当該物品の詳細な危険性情報がなく、消防活動が遅延し、災害対応も困難であったと報告を受けております。また、同庁の事故調査から、関係事業者において、当該物品が危険物であるという認識が不足していたため、運搬基準等の消防法令に違反していたことが明らかとなっています。

危険物を運搬する場合においては、当該物品の特性を十分に把握し、消防法令を遵守徹底するとともに、流出事故が発生した場合には、当該物品の危険性に応じて、関係事業者において適切な応急対応及び消防機関への情報提供を実施することが重要です。

つきましては、今回の事故を踏まえ、港湾地区で危険物を輸送する際の危険物品情報を荷主や通関事業者と適切に共有するよう一層の配慮をお願いするとともに、消防法令の遵守を徹底くださいますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対し、この旨を周知くださいますようお願いいたします。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担 当：竹本、内藤、小島、大西

T E L：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

危険物流出事故概要

- 1 発生日
令和2年2月5日（水）
- 2 発生場所
東京都品川区八潮
- 3 事故概要
けん引式のコンテナトレーラーに積み荷として危険物の入ったドラム缶（48缶）が収容されていたが、コンテナ内のドラム缶を固定するためのコードストラップの治具が外れてドラム缶に衝突したため、ドラム缶に穴が開き、危険物約165リットルが流出したものの。
- 4 積載されていた危険物
第四類第三石油類 8,839リットル
第四類第四石油類 813リットル 指定数量の倍数 4.6倍
- 5 危険物情報の伝達状況

